



山形県公報

平成29年4月1日(土)

号 外 (20)

目 次

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程…………… 1
- 病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程…………… 2
- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程…………… 5
- 山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第5号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の表山形県立新庄病院の項中「循環器内科」を「消化器内科、循環器内科」に改める。

第10条第1項の表山形県立中央病院の項中

第一診療部	診療各科（循環器内科、疼痛緩和内科及び心臓血管外科を除く。）	
-------	--------------------------------	--

を

診療部	診療各科（循環器内科、疼痛緩和内科、感染症内科及び心臓血管外科を除く。）	
	人工透析室	
	リハビリテーション室	
	栄養管理室	
	化学療法室	

に、

第二診療部	人工透析室	
	リハビリテーション室	
	栄養管理室	
	化学療法室	

を

感染対策部	感染症内科	
	感染管理室	

に、

「

医学資料部

」を「

医学資料・クリニカルパス部

」に、「

感染管理室

」を「

--

」に改め、「、医学資料係」を削り、同表山形県立河北病院の項中「

地域医療支援部		
---------	--	--

」を「

地域医療支援部	地域連携推進室	
	在宅医療支援室	

」に、「

医事経営係、情報企画係

」を「

医事係、経営管理係

」に改め、同表山形県立こころの医療センターの項中「

医療福祉科

」を「

地域連携科

」に改め、同条第3項の表中「

診療情報分析係

」を「

診療情報分析係、医学資料係

」に改める。

第13条の表診断部の項中「

第十一科

」を「

人間ドック・健康診断科

」に改め、同表事務部の項中「、医学資料係」を削る。

第16条の表事務部の項中「、医学資料係」を削る。

第17条第1項の表課長補佐の項中「及び」を「、河北病院及び」に改め、同条第4項の表中

<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>管理栄養士</td></tr></table>	管理栄養士	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>上司の命を受けて栄養指導業務に従事する。</td></tr></table>	上司の命を受けて栄養指導業務に従事する。	を		
管理栄養士						
上司の命を受けて栄養指導業務に従事する。						
<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>管理栄養士</td></tr><tr><td>栄養士</td></tr></table>	管理栄養士	栄養士	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>上司の命を受けて栄養指導業務に従事する。</td></tr></table>	上司の命を受けて栄養指導業務に従事する。	に、	
管理栄養士						
栄養士						
上司の命を受けて栄養指導業務に従事する。						
<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>精神保健福祉士</td></tr></table>	精神保健福祉士	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>上司の命を受けて精神保健福祉業務に従事する。</td></tr></table>	上司の命を受けて精神保健福祉業務に従事する。	を		
精神保健福祉士						
上司の命を受けて精神保健福祉業務に従事する。						
<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>精神保健福祉士</td></tr><tr><td>主任臨床心理士</td></tr></table>	精神保健福祉士	主任臨床心理士	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>上司の命を受けて精神保健福祉業務に従事する。</td></tr><tr><td>上司の命を受けて臨床心理業務を処理する。</td></tr></table>	上司の命を受けて精神保健福祉業務に従事する。	上司の命を受けて臨床心理業務を処理する。	に、
精神保健福祉士						
主任臨床心理士						
上司の命を受けて精神保健福祉業務に従事する。						
上司の命を受けて臨床心理業務を処理する。						
<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>主査</td></tr></table>	主査	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>上司の命を受けて担当事務を処理する。</td></tr></table>	上司の命を受けて担当事務を処理する。	を		
主査						
上司の命を受けて担当事務を処理する。						
<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>主査</td></tr><tr><td>主任主査</td></tr></table>	主査	主任主査	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>上司の命を受けて担当事務を処理する。</td></tr><tr><td>上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。</td></tr></table>	上司の命を受けて担当事務を処理する。	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。	に改める。
主査						
主任主査						
上司の命を受けて担当事務を処理する。						
上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。						

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第6号

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表中央病院の項を次のように改める。

中央病院	医長	がん・生活習慣病センター医長及び救命救急センター医長
	医師	がん・生活習慣病センター医師及び救命救急センター医師
	事務部医事相談課医事係長	がん・生活習慣病センター事務部医事相談課医事係長
	副技師長	がん・生活習慣病センター副技師長及び救命救急センター副技師長
	主査	がん・生活習慣病センター主査
	主事	がん・生活習慣病センター主事及び救命救急センター主事
	技師	がん・生活習慣病センター技師及び救命救急センター技師
	看護専門員	救命救急センター看護専門員
	看護師長	がん・生活習慣病センター看護師長及び救命救急センター看護師長
	看護主査	がん・生活習慣病センター看護主査及び救命救急センター看護主査
	主任看護師	がん・生活習慣病センター主任看護師及び救命救急センター主任看護師
	看護師	がん・生活習慣病センター看護師及び救命救急センター看護師
	助産師	救命救急センター助産師
	薬剤専門員	がん・生活習慣病センター薬剤専門員
	薬剤主査	がん・生活習慣病センター薬剤主査及び救命救急センター薬剤主査
	薬剤師	がん・生活習慣病センター薬剤師及び救命救急センター薬剤師
	診療放射線主査	がん・生活習慣病センター診療放射線主査及び救命救急センター診療放射線主査
	診療放射線技師	がん・生活習慣病センター診療放射線技師
	臨床検査主査	がん・生活習慣病センター臨床検査主査及び救命救急センター臨床検査主査
	主任臨床検査技師	がん・生活習慣病センター主任臨床検査技師
	臨床検査技師	がん・生活習慣病センター臨床検査技師及び救命救急センター臨床検査技師
	主任管理栄養士	がん・生活習慣病センター主任管理栄養士
	副主任技能員	救命救急センター副主任技能員
技術技能員	がん・生活習慣病センター技術技能員及び救命救急センター技術技能員	
施設技能員	がん・生活習慣病センター施設技能員	
調理技能員	がん・生活習慣病センター調理技能員	

別表がん・生活習慣病センターの項中

中央病院第二診療部栄養管理室長
中央病院医学資料部長

 を

中央病院診療部栄養管理室長
中央病院医学資料・クリニカルパス部長

 に、

事務部医事相談課長	中央病院事務部医事相談課長
事務部医事相談課医事係長	中央病院事務部医事相談課医事係長
事務部医事相談課医学資料係長	中央病院事務部医事相談課医学資料係長

を

事務部医事相談課長	中央病院事務部医事相談課長
-----------	---------------

に改め、「及び救命救急センター薬

劑専門員」、「及び救命救急センター主任薬剤師」、「及び救命救急センター診療放射線専門員」、「及び救命救急センター主任診療放射線技師」、「及び救命救急センター診療放射線技師」及び「及び救命救急センター主任臨床検査技師」を削り、

診療情報管理士	中央病院診療情報管理士
栄養管理専門員	中央病院栄養管理専門員

を

主任診療情報管理士	中央病院主任診療情報管理士
診療情報管理士	中央病院診療情報管理士

に改め、「及び救命救急センター主

任技能員」を削り、「中央病院技術技能員」を

中央病院技術技能員及び救命救急センター技術技能員

に改め、「及び救命救急センター施設技能員」及び「及び救命

救急センター調理技能員」を削り、同表救命救急センターの項中

中央病院第二診療部栄養管理室長
中央病院医学資料部長

を

中央病院診療部栄養管理室長
中央病院医学資料・クリニカルパス部長

に、

事務部医事相談課医事係長	中央病院事務部医事相談課医事係長
事務部医事相談課医学資料係長	中央病院事務部医事相談課医学資料係長
技師長	中央病院技師長
副技師長	中央病院副技師長

を

事務部医事相談課医事係長	がん・生活習慣病センター事務部医事相談課医事係長
技師長	中央病院技師長
副技師長	中央病院副技師長及びがん・生活習慣病センター副技師長

に改め、「及びがん・生活習慣病セ

ンター主任薬剤師」、「及びがん・生活習慣病センター診療放射線専門員」、「及びがん・生活習慣病センター主任診療放射線技師」及び「及びがん・生活習慣病センター臨床検査専門員」を削り、

診療情報管理士	中央病院診療情報管理士
栄養管理専門員	中央病院栄養管理専門員
栄養管理主査	中央病院栄養管理主査
主任管理栄養士	中央病院主任管理栄養士
管理栄養士	中央病院管理栄養士及びがん・生活習慣病センター管理栄養士

を

主任診療情報管理士	中央病院主任診療情報管理士
診療情報管理士	中央病院診療情報管理士
栄養管理主査	中央病院栄養管理主査
主任管理栄養士	中央病院主任管理栄養士及びがん・生活習慣病センター主任管理栄養士
管理栄養士	中央病院管理栄養士

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第7号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「管理栄養士」を「栄養士」に改める。

別表第2ハの表中「、診療放射線技師」を「、栄養士、診療放射線技師」に、「主任管理栄養士」を「主任臨床心理士、主任管理栄養士」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第8号

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月1日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「、薬剤室長」を「薬剤室長とし、こころの医療センターの薬局長を除く。以下同じ。」に改める。

別表第2中 「薬局長専決事項（こころの医療センターを除く。）」 を 「薬局長専決事項」 に改め、同表事務局長専決

事項の欄第1項中「薬剤部所属職員」を「薬剤部所属職員（がん・生活習慣病センターにあつては診断部薬剤科所属職員、救命救急センターにあつては診療部薬剤室所属職員。以下同じ。）」に改める。

別表第3 県立病院の項担当事務の欄中「もの。」を「ものに限る。」に改め、同項第3次代決者の欄及び同表がん・生活習慣病センター及び救命救急センターの項第2次代決者の欄中「及び主務センター長」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成29年4月1日印刷 発行所 山形県庁
平成29年4月1日発行 発行人 山形県